

提案基準 7 レクリエーション施設を構成する建築物について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における自然的土地利用と調和のとれたレクリエーションのための施設を構成する建築物を建築する場合は、下記の要件に該当してやむを得ないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用をうけるものは、次の各号のいずれかに該当していること。
 - (1) 第二種特定工作物に該当しない1 ha未満の運動・レジャー施設及び墓園等であって、管理上及び利用上必要最小限不可欠な建築物（以下「併設建築物」という。）
 - (2) キャンプ場及びスキー場等第二種特定工作物に該当しない運動・レジャー施設であって、管理上及び利用上必要最小限不可欠な建築物（以下「併設建築物」という。）
 - (3) 市街化調整区域に関する都市計画が決定された日以前から存する第二種特定工作物の利用増進上、宿泊機能が必要不可欠であり、かつ周辺の状況から判断して、当該工作物の敷地内に建築することに合理的理由がある宿泊施設である建築物
 - (4) 市街化調整区域に関する都市計画が決定された日以降に開発許可を受けて設けられた第二種特定工作物、又は新たに開発許可を受けて設けようとする第二種特定工作物の利用増進上、宿泊機能が必要不可欠であり、かつ周辺の状況から判断して、当該工作物の敷地内に建築することに合理的理由がある宿泊施設である建築物
新規の第二種特定工作物の立地の場合、第二種特定工作物そのものも審査対象とする。
- (注) 上記(1)(2)(3)は建築許可、(4)は開発許可で取扱う。

（立地）

- 2 周辺の環境に適合し、自然公園法その他の法令に適合した場所であること。

（用途）

- 3 申請にかかる「併設建築物」は、一般的に次のようなものが該当する。
 - (1) ゴルフ場 …………… クラブハウス、コース管理施設、便所
 - (2) テニスコート ………… クラブハウス、観覧席、便所
 - (3) 野球場、陸上競技場及びその他運動施設
…………… 管理事務所、更衣室、器具庫、観覧席、ダッグアウト、休憩所、食堂、売店、便所
 - (4) 遊園地、動物園、その他レジャー施設
…………… 遊園施設、観覧施設、管理事務所、休憩所、食堂、売店、便所
 - (5) 墓園・ペット霊園（焼却施設は不可） …………… 管理事務所、休憩所、便所
 - (6) マリーナ、ピクニック広場、フィールドアスレチック、スキー場
…………… 管理事務所、休憩所、便所
 - (7) キャンプ場 …………… 管理事務所、バンガロー、便所、炊事場、シャワー室

ただし、便所、炊事場、シャワー室は共同のものに限る。
※グランピング施設等は不可とする。

(規模及び構造)

4 予定建築物の規模は、必要最小限のものとする。

予定建築物の構造は、周辺の自然環境に調和した簡素なもので、用途の変更が容易でないこと。

1-(3)、(4)及び3-(7)に係る宿泊施設の建築延べ面積は、敷地面積の5%以下とする。

(附 則)

この基準は、平成13年4月26日から施行する。

(附 則)

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(附 則)

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

(付 記)

上記提案基準に該当するもののうち、レクリエーション施設の敷地面積が3,000㎡未満のものについては、「事後報告基準7」として取扱う。

(附 則)

この基準は、平成13年4月26日から施行する。

(必要書類)

- 1 申請理由書（当該施設を市街化調整区域に立地しなければならない理由及び施設内に併設建築物を必要とする旨の説明を記述すること。）
- 2 申請地の登記簿謄本又は登記事項証明書
- 3 必要とする他法令の許可書の写し（同時許可になる場合申請書の写し）
- 4 資金計画に関する書類
- 5 現況写真
- 6 位置図（1/50,000あるいは1/25,000及び1/2,500）
- 7 土地利用計画図
- 8 建築図面（平面図、立面図等）
- 9 その他市長が必要と認める書類